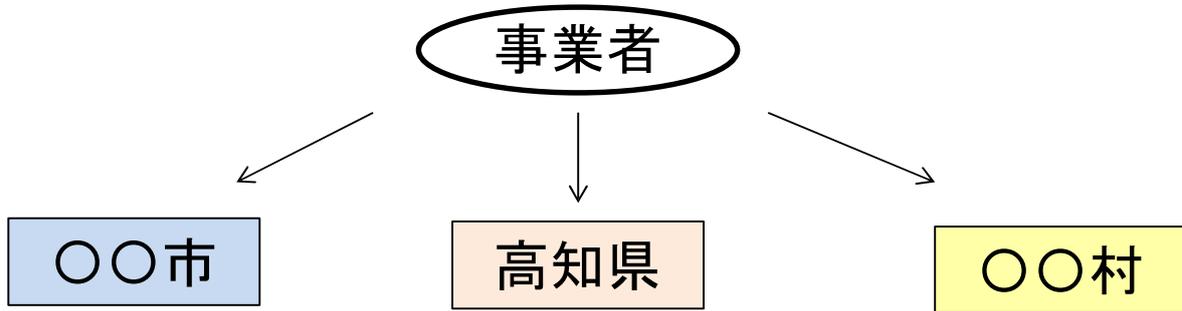


入札参加資格制度変更（R5.10.1～）

1 市町村との共同受付

現在

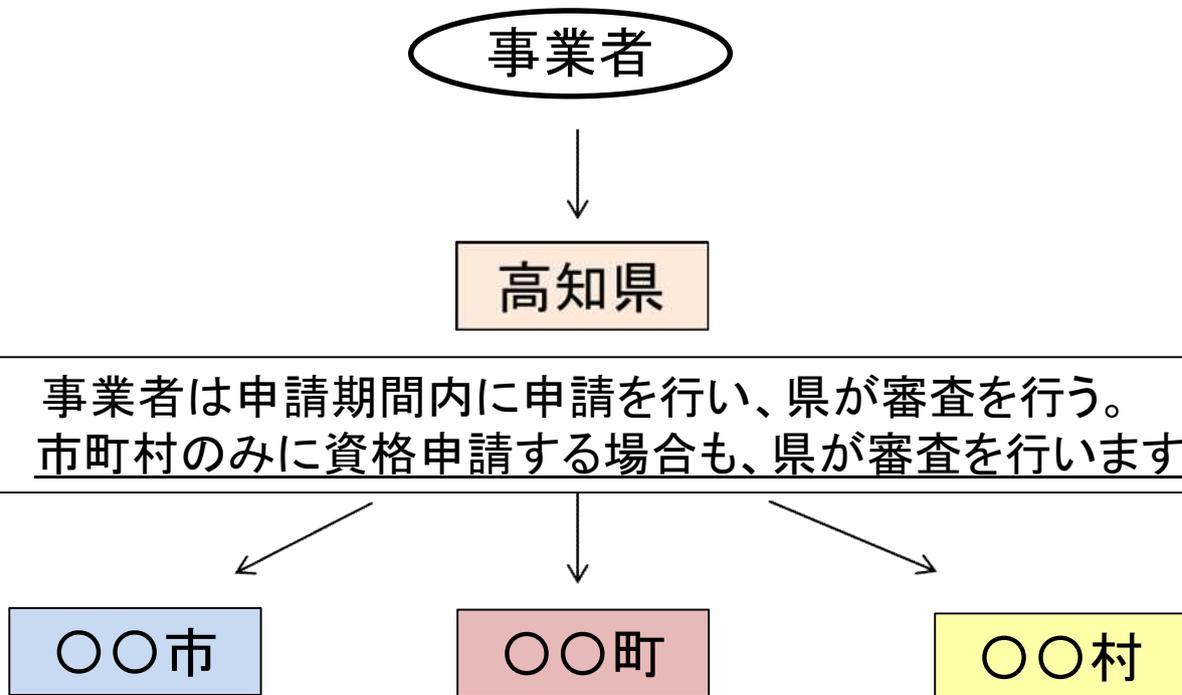
事業者が県内の各自治体にそれぞれ申請



申請する自治体毎に申請書を作成し、申請・審査を行っていた。

変更後

県内全市町村（高知市水道局を含む）の審査を県が一本化



事業者は申請期間内に申請を行い、県が審査を行う。
※ 市町村のみに資格申請する場合も、県が審査を行います。

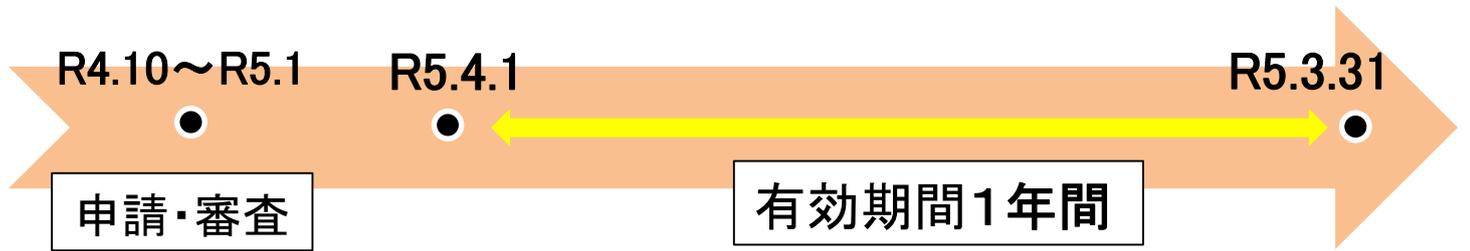
※ 市町村毎に別途書類の提出を求められる場合がありますので、詳しくは、資格申請する市町村にお問い合わせください。

入札参加資格制度変更（R5.10.1～）

2 有効期間の延長

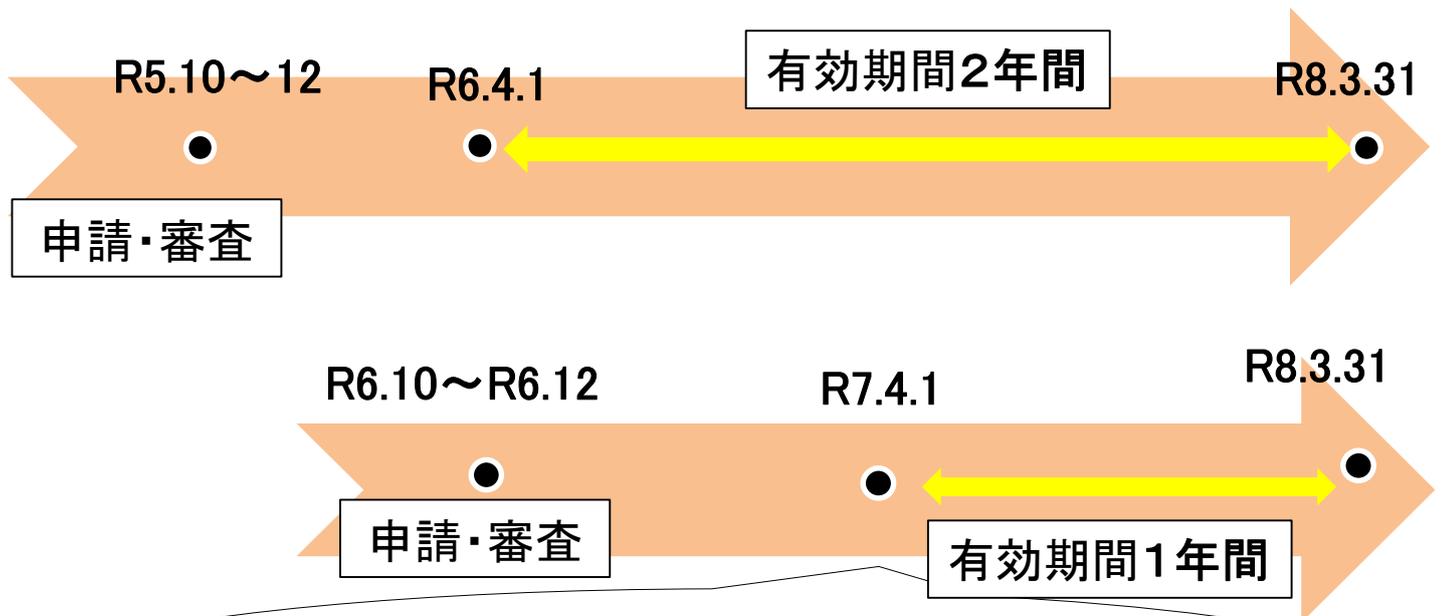
現在

申請する日の属する年度の翌年度（1年間）



変更後

申請する日の属する年度の翌年度及び翌々年度（2年間）



中間年に新規申請や業種追加を申請する場合の有効期間は1年間となります。

入札参加資格制度変更（R5.10.1～）

3 申請期間の短縮・申請方法の変更

現在

申請する日の属する年の10月から翌年の1月まで

(書面申請・対面審査)



事業者は10月から12月の間に、申請書類(紙)を作成し、各会場で審査(対面)を受けていた。

変更後

申請する日の属する年の10月から11月まで(電子申請・電子審査)



10月1日時点の許可情報をシステムに取り込むため、申請(システムへの入力開始)は10月6日から。

事業者は高知県入札参加資格共同電子申請システムにより10月6日から11月30日までの間にオンラインで申請を行う。

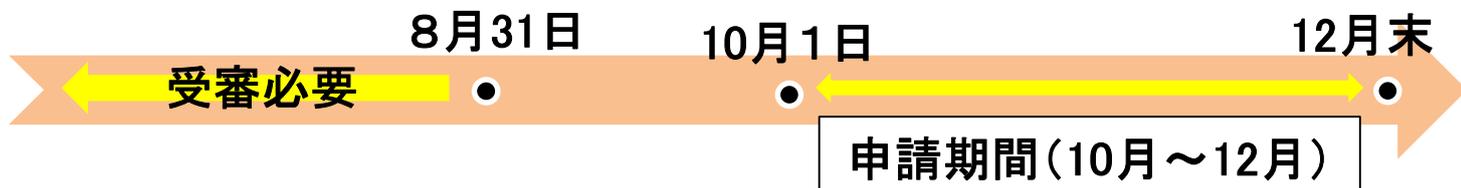
※ 申請時間は8:00から22:00までとなります。

入札参加資格制度変更（R5.10.1～）

4 経営事項審査を受けていなければならない事業年度時期の変更

現在

申請日直前の8月末までに終了した事業年度に係る経営事項審査を受審していなければならない



決算期が8月以前の事業者は、その決算期の経営事項審査を受けている必要あり。

変更後

申請日直前の7月末までに終了した事業年度に係る経営事項審査を受審していなければならない



申請期間が1ヶ月短縮されることに伴い、受審を求める決算時期も1ヶ月前倒しにします。

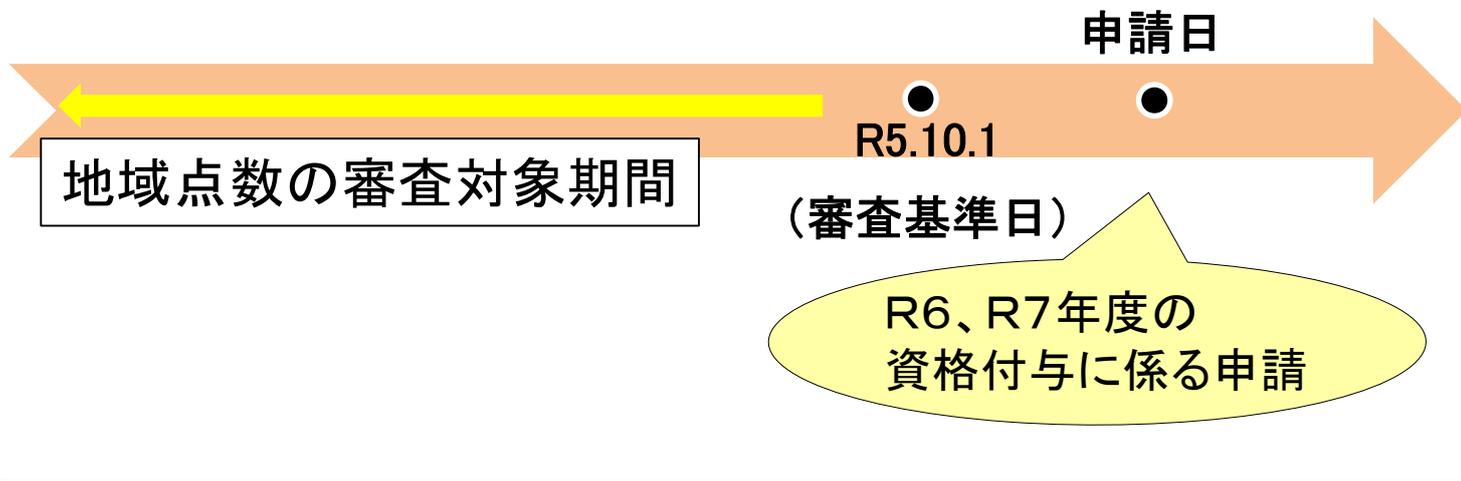
決算期が7月以前の事業者は、その決算期の経営事項審査を受けている必要あり。

入札参加資格制度変更（R5.10.1～）

5 本申請と中間年申請における審査基準日の統一

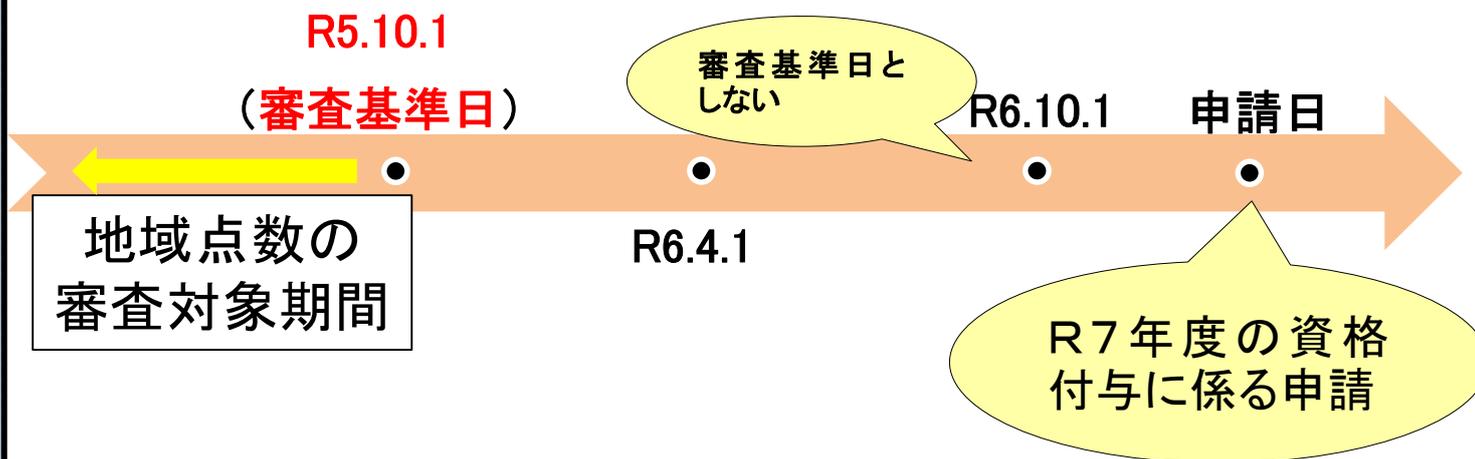
本申請

申請日の属する年度の10月1日を審査基準日とする



中間年の申請

申請日の属する年度の前年度の10月1日を審査基準日とする



本申請と中間年の申請とで、地域点数の審査対象期間を統一するため、審査基準日は本申請年度の10月1日。

※ 中間年の申請の場合、経営事項審査は直近の結果を使用します。